

1 議 事 日 程 (5 日 目)

[平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成26年12月17日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第52号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第2 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第54号 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第55号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第56号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第57号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第58号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第59号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第60号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第61号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第62号 太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について(分割付託)
- 日程第15 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい

て（環境厚生常任委員会）

- 日程第17 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第19 発議第3号 太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 請願第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書（建設経済常任委員会）
- 日程第22 意見書第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書
- 日程第23 意見書第5号 「農業・農協改革」に関する意見書
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	福廣和美	議員
18番	橋本健	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	濱本泰裕
地域健康部長	古川芳文	市民福祉部長	中島俊二
建設経済部長	辻友治	上下水道部長	松本芳生
教育部長	堀田徹	会計管理者	今泉憲治
総務課長	友田浩	経営企画課長	山浦剛志
地域づくり課長	藤田彰	市民課長	田村幸光
都市計画課長	今村巧児	社会教育課長	井上均

上下水道課長 石 田 宏 二

監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠 原 司

議 事 課 長 櫻 井 三 郎

書 記 松 尾 克 己

書 記 山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第52号及び議案第53号について、その審査の内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

本議案は、平成27年3月31日をもって現在の指定期間が満了となりますので、今後も効果的で安定した施設の管理運営、また協働して競技スポーツを推進していくことを目的として引き続き太宰府市体育協会を平成27年度から3年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、この団体が体育指導できる団体であることの判断をする資料の提出などは事前にあるのかなどの質疑があり、執行部より、事前に資料の提出がされているとの回答がありました。

そのほか、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、平成27年3月31日をもって現在の指定期間が満了となり、現在のシンコースポーツ株式会社を指定管理者として指定をしていますが、今回は市民の健康づくり、体力づくり、生きがいを市が主体的に推進していくため、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更して、平成27年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、民間から市に戻していくということで、シンコースポーツ株式会社とスムーズにやりとりはできているのか、また市がスポーツに対して振興していこうとしているのわかるが、ノウハウはどのようにしてやっていこうと思われているかなど、質疑がなされ、執行部からは、今年の4月の段階からシンコースポーツ株式会社とは協議をさせていただき、シンコースポーツ株式会社からもできることについては協力していただけるということで理解を得ていること、シンコースポーツ株式会社がされてきたノウハウを引き継ぎながら、今後も市民サービスが低下することがなく、また違う事業も展開していきたいと思っているとの回答がなされました。

そのほか、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第52号及び議案第53号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 議案第53号について反対討論をさせていただきます。

この史跡水辺公園については平成25年度事務報告書に記載されています入場者数15万7,773人、うちプール利用者数14万1,527人、これだけの市民が利用してはですね、民間委託になって安全・安心に快適に利用してきたと私は思っております。この時期に財団に戻すのは私はおかしいと思います。先日の一般質問にしても納得いく理由が全く聞けませんでした。よって、私は反対させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 私も同じく反対の立場で討論いたします。

質疑等々提案のときに行おうと思いましたが、長谷川議員が一般質問されるということで、まずはそれを聞いてと思ひまして聞いたわけですが、私もちょっとご回答の内容についてはちょっと納得いきかねるところもあります。また今、小柳委員長のほうから委員会の審議についての報告ございましたけれども、この審議につきましても中身についてはですね、議論があったかないかだけしかちょっとお聞きできないので、討論だけさせていただきます。

まず、この指定管理に当たっては体育協会とたしか同時期であったと思います。そのときにこの指定管理にすると、シンコーさんを選定する理由としまして高い専門性を持っていると、よりよい事業ができるだろうということで指定されたわけですね。そして今、長谷川議員が言われるように非常に良好な状況で運営をされてこられたと。そこで、本当は聞きたいんだけど、これ討論ですから。その間、じゃあこういうふうの方針変わって財団でやるということですが、いつ財団がその高い専門性を蓄えられたのか、そういった説明は一切ありませんでした。委員会の中でも会議録等もざっと見ましたけれども、されていないようですし、この前の長谷川議員の一般質問でもそういったご回答、ご答弁、説明はありませんでした。また、この財団に戻すということは財団さんがそこから何か体制をつくってやっていかれるんでしょうけれども、説明するまでもなく、財団というのは文化スポーツ振興財団というのは、関連団体ですが、非常に市の影響というのが強いというか、市と一体になった状態でありたいですね。そこの中の例えば館長なりポストというものは市長の権限が強く及ぶと思います、その選任に当たっては。来春選挙がありますが、そういったふうなところの見通しも非常に不透明なところを感じます。また、この指定管理料、指定管理制度というものを国が進めるようにとい

う指導があると思いますけれども、それに従っていい管理がやられてこられた。そして、内容もよくて管理料、つまりその市からの手出しも減ってきたわけですね。それが今後どうなのか、そういった説明もありませんでした。

また、先ほど委員長の報告の中でシンコーさんとは4月から順次話をしてこられたと言いますけれども、説得をしてこられたというふうに私は捉えていますけれども、企業として大変なやっぱり投資をされているわけですね。何らとがといたしますか、指摘を受けるようなものは聞いておりません。そういった中でこういうふうなことが今後シンコーさんに限らずですね、他の一般の企業と本市自治体としてのかかわり方において少し影を差すのではないかという懸念しております。

最後に、この運営の状況はもうまさに長谷川議員が言われたとおり、すごくたくさんの特にプールを中心としてですね、非常に対応もいい、そして市民の評判もいい、これをもとに戻して同じようなことをされるといふふうなことを説明ありましたがけれども、到底ちょっとそれは理解できません。

以上のような理由でこの議案には反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。
よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成13名、反対3名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第54号から議案第58号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して報告いたします。

本年8月7日の人事院の給与勧告に伴い、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることが明らかになり、月例給、特別給ともに引き上げる内容の勧告がなされ、太宰府市においても国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきたことから、今回も勧告に準じて条例を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、任期付職員の現在の人数等の質疑があり、執行部からは、任期付職員の現在の人数は3人との回答を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号から議案第58号までについては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、本議案は10月31日付で税制審議会から適用期間を3年延長する答申を受け、条例の延長期間を3年後の平成30年5月22日に改正する条例の一部改正を行うものとの説明を受けました。

委員からは、コインパーキングも歴史と文化の環境税の対象になるのか等の質疑があり、執行部からは、税条例上非課税の取り扱い以外は市内全域全ての有料駐車場等が対象になるとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、本案は個人情報の保護及び課税情報の適正利用の観点から、土地及び家屋台帳の閲覧を廃止し、所有者等に電算管理の課税台帳により情報提供することとしたため、閲覧手数料の項目を削除する条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本案は児童福祉法の改正に伴い、学童保育所に入所することができる対象が今までの1年生から3年生までの保育に欠ける児童から、小学校に在籍し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に変わったため、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、今までの条例よりも入所できる対象が広がったと解釈してよいか、条例施行後は学童保育所の設備、指導員の人数等の対応はどのように考えているのか等の質疑があり、執行部からは、条例により入所できる対象が広がった形になっている、学童保育所への入所人員

は増える見込みで考えており、施設の改修、増設、指導員など対応する方向で考えているとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第61号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、本案は児童福祉法の規定に基づき、市が実施する放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものとの説明を受けました。

委員からは、省令の一部について経過措置として適用しないとあるが、1人当たりの面積1.65㎡以上や40人以下というのが対応できないということか、省令の放課後児童支援員の資格について基準を満たしているのか等の質疑があり、執行部からは、現在は1人当たりの面積、人数について対応できていない学童もあるが、5年を目途に計画的に改善していきたい、放課後児童支援員の資格について現在のところ基準を満たしているとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第54号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第55号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第58号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時19分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第55号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番(芦刈 茂議員) 議案第55号に反対する立場で討論をさせていただきます。

先日の一般質問でも取り上げましたが、特別職あるいは議員の報酬審議会というのがあるけれども、この問題はその審議会にかけなくていいのかということをお尋ねしたわけですが、期末手当のアップの問題だから報酬月額の問題ではないのでかけなくていいんだという説明がありました。しかしながら、私はいろんな今の客観情勢を考えると、この進め方というのはどうなのか。議員そのものがやっぱりそれは上がったほうがいいのはいいんですが、果たしてそれが市民感覚としてどうなのかということを考えると、やっぱり議員が率先して身を切る改革、努力をすべきではないかと思っておりますので、私は反対いたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時21分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第56号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第56号に反対する立場で討論させていただきます。

先ほども言いましたが、市民感覚としてどうなのかということで一般質問の中でも言いましたが、エントランスで体育館の模型をじっと見ているおばあちゃんがいました。私は市民税を本当苦労して遅れながらも追っかけ追っかけ謝りながら市民税を払っていると。それにもかかわらず、何でこんなお金をかけて立派な建物をつくるのかということで言われてありました。私はその感覚というのを大事にしたいというふうに思います。ここ2年ほど国士館の跡地を改修工事を行い、体育館の建設に明日がくわ入れ式、着工式でしょうが、また屋根つきのアプローチを今市役所前からバス停までしておりますが、7,000何百万円かかかってやるという工事が必要なのか、あるいは市長の車も買い直すというふうなことがあります。やっぱり率先してそういう市民感覚に寄り添った太宰府市政であってほしいと思いますし、たとえ0.15カ月であろうといえどもですね、私は反対したいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時24分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第57号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第57号に反対する立場で討論させていただきます。

そもそもこの議案第55号、議案第56号、議案第57号を出されたときに人事院勧告2014が8月8日という日付になっておりました。私が指摘しました後、常任委員会で訂正されましたけれ

ども、やっぱりこういう日付の人事院勧告が8月7日になされておるにもかかわらず、去年もおととしも8月8日やったわけですが、日付をやっぱり間違えるというのは決定的な問題であるという指摘をしたいと思いますし、いろんな決算書類も公債費の金額が違っていたり、やっぱりですね、緊張感を持って私この出す議案書というのは責任を持っているような数字というのが間違っていないかどうか、点検していただきたいというふうに思う次第でございます。人事院勧告2014を見ると国家公務員の給料が民間に比べてどうなのかということで主に民間の大手企業の部長、課長職の給与対比がお出しされてあったと思います。アベノミクスの効果はあったとしても、それは一般市民まで庶民まで私は回っていない、そして来年押し寄せるインフレの波に洗い流されるという感じがしておりますし、あわせて反対する次第でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時26分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番(神武 綾議員) 議案第62号について賛成の立場ですが、2点について要望いたします。

1点目は、条例の条文についてですが、この条例は3条から構成されています。第2条については国の省令の規定の基準のとおりとなっております。条例は一般市民がわかるように表現するものです。引き続き行われます子ども・子育て会議の中での論議や当事者からの意見等を踏まえ、またこの子ども・子育て会議の中でも提案されておりました学童保育検討委員会の設置などした場合には、その中での提案も含め、他の自治体よりも充実している太宰府市独自の減免制度や、また支援の必要な児童への加配、それから支援員の資格等を生かした条例の改正が必要だと考えております。

2点目についてですが、学校から下校し、学童でただいまお帰りという言葉が交わされることからわかるように、学童保育は家庭にかわる毎日の生活の場であることを理解し、休息スペースの確保など施設の充実、保護者がわりとなる支援員の質の向上、児童を真ん中とした保護者との連携を積極的に進めていただきたいと思います。

今回、学童保育の法整備に当たり、国において設置されました社会保障審議会児童部会での結果を報告書にまとめられています。基本的な考え方として、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるような支援を行い、保護者が安心して子育てと就労を両立できるようなシステムづくりが必要であるとなっております。社会保障の点からも行政の責任において財政的な面も含め、子どもたちの生き生きとした放課後を保障することを重ねて要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第12、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」及び日程第13、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託してありました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第63号及び議案第64号について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

保育の実施に関する事由について児童福祉法第24条により条例で定めることとされておりました。これが改正されたことにより、この規定がなくなったことから、条例を廃止するものとの説明を受けました。

なお、廃止後においては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法の施行規則に基づきまして太宰府市保育の必要性の認定に関する規則を制定し、保育の認定を行っていくと、あわせて説明を受けました。

委員から、制度が変わることについて保護者への周知などの疑問がなされ、執行部より、いろんな場面で周知を図っている。これからも周知を図っていくとの回答がなされました。

そのほか、疑問を終え、討論はなく、採決の結果、議案第63号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

健康保険法の一部改正に伴い出産育児一時金の改正、及び国民健康保険法の一部改正に伴い同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたことから、条例改正を行うものであります。

さしたる疑問はなく、討論もなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第63号及び議案第64号についてのご報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第14、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、人件費の補正について条例改正と同様人事院勧告に基づく給

与改正に伴う増減を各費目等で計上しているとの説明を受けました。

次に、2款1項1目総務管理関係費、15節臨時工事340万円の増額補正、これは本年8月22日の大雨で北谷地内にある市所有の山林が一部崩落、民有地に土砂が流出したため、防護策としてのり面の補修工事を予定しているとの説明を受けました。

次に、10款2項1目及び10款3項1目学校管理費、細節光熱水費の増額補正、これは昨年4月からの九州電力の値上げ、また小学校においては児童数増加により電気料、上下水道料金の増加が見込まれることなどの説明を受けました。

次に、12款1項1目公債償還元金、23節償還金利子及び割引料1億円の増額補正、これは市債の一部繰上償還をするためのとの説明を受けました。

歳入の主なものとしましては、14款2項5目2節の総務管理費補助金9,845万3,000円について、これは公共事業の負担軽減を図るためにがんばる地域交付金として国から交付されるもので、公共事業の内訳として庁舎アプローチ、松ヶ浦池改修、梅林アスレチックスポーツ公園人工芝化の公共事業に充当するとの説明を受けました。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金1億1,011万6,000円の増額補正、これは今回の12月補正財源調整として財政調整資金を充当するものです。平成26年度末の財政調整資金残高としては31億2,108万1,411円となる予定であるとの説明を受けました。

第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正では、地区公民館施設整備補助事業、市長車購入費、人事給与システム改修委託料、県知事・県議選挙並びに市長・市議選挙に関する委託料など計上されております。

市長車購入費について、委員からは、議長車はワンボックスタイプの車だが、市長車はセダンタイプの高級車ではないといけないのか、来年の市長選を勘案すれば市長車を購入せずに車検を通してよいのでは等の質疑があり、執行部からは、同等の形の車が2種類あるよりはセダンタイプとワゴンタイプ別々あったほうがお互いの事業のときに交互で使用ができる、修理の回数が非常に多くなり公務に支障を来しているとの回答を受けました。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第65号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出がともに関連しているものがあるため、同時に説明を受けながら審査を行っております。

当委員会所管分の主なものとしましては、8款2項2目道路橋梁新設改良費の生活道路改良費として1,079万円が補正計上されております。これは今年8月に青山一丁目の道路が陥没し、原因を調査するための費用、太宰府原川の砂防ダム工事の工事車両の離合場所として設置していた三条・原線の借地箇所の一部及び坂本の水路用地の購入に関する費用との補足説明を受けました。

次に、8款4項2目公園事業費の公園整備費として315万円が補正計上されております。これは消費税の増加分及び公園利用者の増加などによる今後の維持管理に要する光熱水費の不足分と来年4月より梅林アスレチックスポーツ公園に管理人を配置し、多目的広場の人工芝生を管理するための管理棟のトイレやシャワー室を改修する費用で、財源としてがんばる地域交付金を充当するとの説明を受けました。

委員からは、関連質疑として、人工芝の張りかえ工事はもう始まっているのか、いつ完成するのか等の質疑があり、執行部からは、現在工事に着手しており、3月に完成する予定である。また、管理棟、人工芝生、遊具の改修工事があり、12月28日から3月いっぱい休園するとの回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容

と結果をご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項2目の老人福祉センター管理運営費の300万円の増額補正、これは太宰府市老人福祉センター内の男女大浴場天井に塗装面の剥離及び下地のモルタルの剥離が見つかり、剥落の危険性が想定されるため、早期に修繕を施す必要があるとの判断から、臨時工事費として300万円の増額補正を行うものです。

次に、3款2項1目総合子育て支援費4,651万円の増額補正、これは現在建設中の総合子育て支援施設に太陽光発電を設置する経費、駐車場の整備、避難用滑り台の設置など工事の追加の予定により増額補正を行うものです。

財源については、県の補助金として防災拠点再生可能エネルギー導入推進費補助金が太陽光発電設備に対して2,910万円、また市民の方から五条保育所の建設に役立ててほしいということでもいただきました寄附金100万円、そして市債として1,470万円が歳入に計上され、充当されるものであります。

また、あわせて第4表地方債補正につきましても説明を受けました。

次に、10款4項1目いきいき情報センター管理運営費100万円の増額補正、今年の4月の機構改革により2階にあった生涯学習課が3つの課に分かれ、移転したことによる空きスペースの箇所、それと総合子育て支援施設に移転することになっている子育て支援センターの事務室について、現在ほかの事務室や会議室などに活用できないか協議中であり、年度内に協議を調べ、部屋の仕切り、配線工事などの改装工事費用として100万円を計上するものであるとの説明を受けました。

委員からは、地域包括支援センターが移行するという話があったと思うが、それは別の箇所ということになるのかとの質疑があり、執行部からは、地域包括支援センターについては1階の財団の事務局があるところに移転する予定で、その関係で財団のほうは2階に上がることもあり、そのあたりも含めて協議をしているとの回答がなされました。

次に、第3表債務負担行為補正では、子育て支援センター、公立保育所の清掃業務委託に関するものが2件、南保育所の保育業務委託料が1件計上されております。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第65号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第15、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」から日程第17、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第66号から議案第68号について、その審査の内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,249万6,000円を増額補正するものです。歳出の主なものといたしましては、上半期の執行状況から予算の不足が見込まれるため、高額療養費、出産育児一時金の増額補正をするものです。

歳入につきましては、前期高齢者交付金と一般会計繰入金計上されております。

委員から、来年から高額療養費の枠組みが変わり、年収によっては月額の上限額が約8万円から5万円と変更になるが、市のほうの持ち出しが増えるということになるのかとの質疑がなされ、執行部からは、現在3段階に分かれている区分が5段階となり、被保険者にとっては所得に応じた応分の負担となることで、いいことだとは思いますが、国保会計としては全体的には若

干負担増になるのではないかと見込んでいるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

平成26年度の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う職員給与費の71万7,000円を増額補正するものです。

財源といたしましては、歳出と同額が一般会計繰入金として歳入に計上されております。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、平成27年度の介護保険法改正に伴い、電算システムの改修が必要となったことから、介護保険システム改修委託料として896万4,000円の増額補正を行うものです。

その財源として、国庫補助金、一般会計繰入金と合計896万4,000円、歳出と同額が歳入に計上されております。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第66号から議案第68号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時57分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時58分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第18、議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[ 9 番 後藤邦晴議員 登壇 ]

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」の審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく職員給与費の調整及び職員の異動等に伴う増額補正で、増額の主な要因としては当初予算において上下水道部長の職員給与費を一般会計で計上していたが、会計管理者との併任が解かれたので、水道事業会計で計上することになったことによるものと説明がありました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第69号においては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時01分〉

○議長（橋本 健議員） ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第3号 太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

## について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、発議第3号「太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会基本条例（議会改革）特別委員会委員長 渡邊美穂議員。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） 発議第3号「太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明をさせていただきます。

平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、市町村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることを義務づける規定が削除されました。これは地方分権の進展により、地方自治体の自主的な決定と責任が求められる中、自治体経営の方針の決定責任を各自治体に委ねられたということだと思えます。これにより、現在、市の総合計画の基本構想に関しましては、変更または廃止、あるいは新たに策定する場合であっても議会の議決は必要がないという状況になっています。総合計画は地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画であります。その総合計画の策定に関し二元代表制の一翼である議会が関与できないという状況は、その責務を果たす上でもそごを来している状況だと思っております。そのため、議会基本条例（議会改革）特別委員会において審議、検討を経て総合計画の基本構想に加えて基本計画まで議決事件とするということで二元代表制の一翼としての責任を果たそうとするものでもあります。地方自治法の改正により、総合計画の策定は法律上の義務ではなく、太宰府市の判断と責任において策定することとなります。そして、今回提案しております条例改正において、従来基本構想だけだったものを基本計画までを議決事件とすることで、市議会に課せられた責任も大きくなります。しかしながら、議決すべき事項を広げ、二元代表の一翼としてその責任を議会が負うことで、よりよい自治体経営を運営していくことができるものと信じております。議員各位におかれましては、何とぞ本案にご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第4号 「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長(橋本 健議員) 日程第20、請願第4号「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第4号「手話言語法」(仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願書について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第4号は委員全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として本日本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私、紹介議員でありますから当然賛成討論を行わせていただきたいと思いますが、ご案内のとおり手話というものは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情によって意思を伝え合うコミュニケーションの大切な場として大切に受け継がれてきたことのご案内のとおりであります。2011年に8月に改正されました障害者基本法では、全ての障がい者は可能な限り言語——これは手話を含むわけですけれども——その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記をされたところであります。所管委員会では可決をしていただきましたという委員長のご報告でありましたので、紹介者議員としてはぜひとも本会議でも可決していただきますようお願いを込めまして、賛成討論にしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、請願第4号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成16名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第21、請願第5号「「農業・農協改革」に関する請願書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第5号「「農業・農協改革」に関する請願書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第5号は全員賛成で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として、本日本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、請願第5号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成16名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 意見書第4号 「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第22、意見書第4号「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員会委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 意見書第4号「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますと思います。

「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきました。

しかしながら、ろう学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年(平成18年)12月に、国連で採択された障害者権利条約には、手話は言語であること

が明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

政府は、障害者権利条約を批准し、2011年（平成23年）8月に改正された障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現に向けた法整備が必要であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望します。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現のため、手話言語法（仮称）を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第5号 「農業・農協改革」に関する意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、意見書第5号「「農業・農協改革」に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 意見書第5号「「農業・農協改革」に関する意見書」を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付しておりますので、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「「農業・農協改革」に関する意見書」。

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政、関係機関、JAグループが一体となって取り組みを始めたやさきです。

政府は、6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化、独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上で、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないよう慎重な検討が必要と考えます。

今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物のブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されます。

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的であり、効率的です。

ついては、国におかれましては、今後想定される農協法の改正など次期国会等で審議される予定となっている農業・農協改革に当たっては、下記の事項に留意するようお願いいたします。

1、農業協同組合の見直しについては拙速な判断を避け、十分に議論を深め、慎重に検討を進めることを願います。

2、農業者や農業団体など現場の意見及び地域の実情を十分に踏まえて、政策に反映させる

ことを願います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年2月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 上 疆

会議録署名議員 芦 刈 茂